

【共通】

業務名 : ○○○道 ○○○号線 道路改良工事「道路詳細測量設計業務」

特記仕様書

第1(目的・主旨)

当事業は、大規模商業施設の進出等により、近年交通量が増加している○○地区において、現在の1車線の道路を2車線に拡幅し、周辺の交通渋滞の緩和を図るために実施するものである。

本業務は、○○において、測点No.○○ ~ No.○○ 区間における測量及び○○設計を行う。

第2(適用範囲)・・・(該当しない共通仕様書は削除する)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成31年4月10日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 ・4級基準点測量 5点 ・現地測量 0.04km ² 一式 ・路線測量(測点間隔20m) 一式 中心線測量 1.0km 一式 縦断測量 1.0km 一式 横断測量 1.0km(幅40m) 一式 ・幅杭設置測量 1.0km 設計業務 道路詳細設計(暫定計画を含む) ・平面縦断設計 ・横断設計 ・逆T式擁壁設計 ・仮設構造物・用排水設計
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		(関係官公庁への手続き状況を記載する。) 関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・国立公園管理者と、構造等について未協議である。 ・河川管理者と占用等について未協議である。 ・水路付替について、管理者と未協議である。 ・砂防指定地内の占用等について未協議である。 ・保安林解除について未協議である。 ・接続する国道管理者と、形状変更について未協議である。 ・埋蔵文化財について、町教育委員会と協議済みである。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				成果物の提出		<p>成果物は、下記のとおりとする。(必要なものを記載する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書 1部 (必要に応じ、解析調査、営業調査等の記載を行う) ・図面(A3縮小版) 1部 ・写真集(現場写真、コア標本箱写真) 一式 ・標本箱 一式 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 ・紙媒体 1部 <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>
追加				関連業務		<p>(当該業務に並行して実施する関連業務について記載する。)</p> <p>当業務は、以下の業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇橋梁詳細設計業務 業務範囲 No.〇～No.〇 履行期間 年月日～年月日
追加				疑義等		<p>業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。</p>
追加				見積り等		<p>〇〇〇については見積りにて、積算しており内訳(単価)は以下(別紙)のとおり。</p>
追加				労働環境の改善に向けた取組		<p>本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p>
追加				遠隔臨場		<p>当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。</p>
追加				設計変更等取扱要領		<p>設計変更等については、https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。</p>
追加				情報共有システム		<p>当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>
追加				その他		